

農業振興普及部だより みどりのこだま

～ふくしまからはじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動～

第98号

令和3年7月1日発行

福島県相双農林事務所農業振興普及部
〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
TEL(0244)26-1150
FAX(0244)26-1169
E-mail : shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.lg.jp

令和3年度 農業振興普及部の活動体制

今年は、桜の開花が例年よりもかなり早いと感じる春となりましたが、相双農林事務所農業振興普及部も、4月1日、35名のスタッフで令和3年度のスタートを切りました。

昨年から続く、新型コロナウイルス感染症の拡大により、個人の消費動向や食生活にも変化が見られ、農産物の生産と販売にも、その影響が及んでいるように感じます。

このような状況下においても、確かな品質の農産物を消費者に届けるため、そして相馬地方の農業振興のために、私ども農業振興普及部一同、農業者及び関係機関の皆様とともに活動してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

農業振興普及部長 二宮 信明



今年度は転入者10名、新規採用職員3名が加わり、総勢35名の新体制となりました。相双地方の農業振興を職員一丸となって支援していきます！

○相双農林事務所 農業振興普及部組織体制



新規就農者確保に向けた取り組みについて

1 令和2年度実施内容

2020年は新型コロナウイルスの感染拡大により、現地バスターを取りやめるなど、一部の活動が制限されましたが、下記の内容を実施しました。

ア 就農相談について

就農相談関連フェアに参加した14名から相談があり、相双地方での就農をより具体的に感じてもらうために農業体験プログラムへの参加を誘導しました。その結果7名の参加があり、就農後の農業経営や移住後の生活をイメージしてもらうことができました。さらに、令和3年1月には、オンラインで就農座談会を開催し、15名の方に参加いただき、農業経営の現状や魅力について農業者の生の声を直接届け、就農後の農業経営をイメージしていただくことができました。

イ 県農業短期大学校と相馬農業高校の視察会について

県農業短期大学校の学生50名と相馬農業高校の生徒30名を対象に、相双地方の農業法人の視察会を実施しました。当日は、農業法人経営や相双地方の復興に取り組む姿をみていただき、職業の選択肢の中に、農業法人での雇用による就農もあることを学んでいただきました。



就農相談会の様子



相馬農高生による
鉢花経営の視察



県農短生による
鉢花経営の視察視察①



県農短生による
ライスセンターの視察②

2 令和3年度事業計画

本年度も、当地方で就農を希望される方の掘り起こしと、現地ツアーや農業体験プログラムを実施いたします。

ア 就農相談について

仙台及び東京において開催される就農相談フェアへ相双地方の自治体とともに参加します。就農希望者に当地方の魅力をお伝えし、農業体験プログラムへの参加を誘導します。

イ 農業体験プログラムについて

各市町村と連携し、管内の農業法人等における農業体験プログラムを作成して、就農希望者の参加を募集します。このプログラムでは当地方の農業と地域性を体感してもらい、相双地方に移住して暮らす姿をイメージできるようお手伝いいたします。

宮農再開後の課題に対応した集落宮農の事例

・大規模面積の経営

<課題>

相馬地方の農業経営体数は5年間で4割減少(2010年と2015年比)しており、担い手への農地集積の加速化が推察され、担い手が効率的に農地を集積できる仕組みづくりが課題です。

<対応事例>

株式会社高ライスセンターは、南相馬市原町区の農地集積にあたって、基盤整備を機に設立された各地区の農用地利用改善団体が農地の利用調整を行ったことで、経営面積の拡大と作物のブロックローテーションを効率的に実現しています。

・農業産出額の回復

<課題>

宮農再開後の農業産出額の回復には、園芸作物など高収益品目の導入が有効ですが、品目増加と面積拡大に対応した作業体系を構築する必要があります。

<対応事例>

株式会社飯崎宮農組合は、南相馬市小高区において、水稻、大豆、タマネギなど、品目と面積の拡大を図り、基盤整備後の大区画ほ場を活かして、ICT機器を搭載した大型農業機械により農作業を最適化し、計画的かつ効率的な農業経営を実現しています。



麦跡大豆不耕起播種



タマネギの定植作業

令和2年度鳥獣被害防止対策モデル集落について

鳥獣被害防止対策は個々で取り組むよりも、集落単位で取り組むことが効果的です。当部では、集落、飯館村、専門家と連携し、防護柵(電気柵やワイヤーメッシュ柵)の設置、生息環境管理(藪の刈り払い、放任果樹の伐採)、個体数管理(捕獲)を実施する総合的な鳥獣被害防止対策モデル集落を設置しています。

令和2年度は、前年度に引き続き「飯館村上飯樋集落」を支援しましたが、集落内で新たにワイヤーメッシュ柵の設置を実施する地区が加わり、集落全体をワイヤーメッシュ柵で囲う計画に発展しています。

新たに設置する地区に対しては、「打合せ会」や「集落環境診断」「ワイヤーメッシュ柵設置研修会」などを実施し、計画に対して半分程度の進捗となりました。今後も引き続き集落の皆さんとともにワイヤーメッシュ柵の設置とセンサーカメラによる侵入防止効果の検証に取り組んでまいります。



【研修会の様子】



【ワイヤーメッシュ柵の設置】

出荷制限等品目については、出荷・譲渡、販売がないようにお願いします。

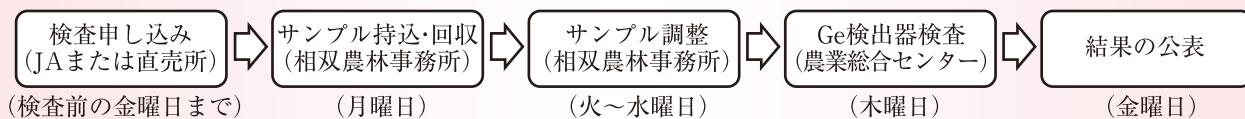
相馬地方の出荷制限等品目一覧はHP「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」(<https://www.new-fukushima.jp/>)に記載されていますので、ご確認をお願い致します。

園芸品目の緊急時モニタリング検査について

モニタリング検査は、相双地方で生産される野菜・果実等への放射性物質影響と安全性の確認、及び消費者への正確な情報提供のため実施します。

出荷制限及び解除は、県が行う「緊急時環境放射線モニタリング」の結果により判断されます。なお、出荷制限品目以外の山菜を出荷する場合であっても、「山菜類等(栽培もの)の確認」が必要となりますので、検査にご協力をお願いします。

・園芸品目の緊急時モニタリング検査の流れ



農業機械作業中の事故に気を付けましょう!

近年、全国の農作業死亡事故者数は、年間300人以上で推移しています。
令和2年度、相馬地方で死亡事故は発生しておりませんが、トラクタ等農業機械を扱う際は、以下の対策を徹底し安全に作業を進めましょう！



裾を入れて巻き込みを防止しましょう!
ヘルメットや安全靴を装着しましょう!



安全フレームの装着により
転倒時の下敷きを防ぎましょう!
シートベルト、ヘルメットを着用しましょう!

農薬適正使用について

安全な農薬使用のため、最新の登録情報の確認を行い、
周囲への飛散防止、使用した器具の洗浄等の徹底を心がけましょう！

○農薬を使用する際は、商品のラベル表示事項を必ず確認してから使用しましょう。

○農薬の有効成分の総使用回数に特に注意しましょう。

商品名が異なっていても、同成分を含む農薬があります。同成分を何回使用したか、正確に記録しておきましょう。



必ずラベルと使用基準は確認しましょう！

←ラベル記載例 → 使用基準記載例



作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量(L/10a)	使用時期	本剤の使用回数	○○を含む農薬の総使用回数
○○○	アブラムシ類	4.000倍	100~300リットル	収穫7日前	3回以内	3回以内